

**各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び国際最低課税残余额
に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の更正の請求書の記載要領等**
【令和8年4月1日以後開始対象会計年度等分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条の18（同法第145条の5において準用する場合を含みます。）、地方法人税法第24条の8第2項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていなかったため又は当該計算に誤りがあったために、納付すべき税額が過大となっている場合
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の対象会計年度又は課税対象会計年度で決定を受けた対象会計年度の法人税額又は課税対象会計年度の地方法人税額が過大となる場合
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する延長の処分があった場合は、その延長後の申告期限）から 5 年以内
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内
(3) 法人税法第 82 条の 18（同法第 145 条の 5 において準用する場合を含む。）又は地方法人税法第 24 条の 8 第 2 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正又は決定があった場合には、更正決定通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第 82 条の 18 又は地方法人税法第 24 条の 8 第 2 項の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。